

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」

(平成31年3月1日公布、施行)

第1章 部落差別の解消の推進

第1条 目的	第5条 教育及び啓発
第2条 基本理念	第6条 部落差別の実態に係る調査
第3条 県の責務	第7条 意見の聴取
第4条 相談体制の充実	

第2章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止

第8条 趣旨	第11条 指導及び助言
第9条 県の責務	第12条 申出
第10条 県民及び事業者の責務	第13条 勧告等

第3章 雑則

第14条 解釈及び運用	第15条 規則への委任
-------------	-------------

ポイント！

- ☆「部落差別解消推進法」を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会の実現に向け、**基本理念や県の責務などを規定**
- ☆結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止について、**改正前の平成7年に制定した「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」の内容を引き続き規定**

この条例は、平成7年に制定した「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を改正し、「**部落差別の解消の推進に関する法律**」に定められた**基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進**などの規定を新たに加え施行された条例です。都道府県では、初の条例です。



校長人権教育研修会② 「人権が尊重された学校づくり」 有限会社 せれくと 泥谷 佳織

6月3日(月)に校長人権教育研修会を実施しました。講師として有限会社せれくとの泥谷 佳織氏をお招きし御講話いただきました。この時お話しいただいた内容から、研修時やインターンシップ受入時に大切にしている「今日のスタイル」(研修の方向性)の中に、日常の教育活動で大切にしたい人権の視点がたくさん示されていたので紹介します。

①「良いところ探し」の焦点が、場に安心安全でクリエイティブな空間を作る。

良いところはどこにあるのかなという焦点を持つことが、自分や周りの人たちの心理的安全を担保します。

緊張感のある中でやると新しいアイデアを出したり自分の意見を言ったりする事が、できなくなってしまいます。

気持ちが和らぐような環境を作ることが大切です。

②何かを教えに来たのではない。

③体験を通じ思いを共有しましょう。

前で話をする人(教師)が答えを持っているという先入観を持ってしまうことがあります。だから、子どもたちは、その答えに寄せないといけないんじゃないかと思って発言をしている場合があります。また、「この人が言いたいこと何だろう?」と、前にいる人が望む答え探しをする場合もあります。そうではなく、**同じ事を通してどんなことを思うのか、それぞれで感じていることや思いがちがうことが多様性を生みます。**一つの情報からそれぞれがどんなふうに関わり、何を受け止めて**どんなアクションをしてもOK**ということが大切です。みんなと一緒にという答え(意識)をずっと持つておくと新しいものは生まれません。また、みんなと一緒にという観点で見ているかぎり、一緒じゃない子はいびつな形としてはじかれるというような状況を生み出してしまいます。

「私が感じることに同じように感じる必要はない」ということが子どもたちの心理的安全状態を保ちます。

④質問はいつでもOK、撮影もOK

分からないということが言えることが価値です。分からないことが言えないまま授業などが進むと、分からないと感じた時点で思考が止まってしまい、授業そのものが楽しくなくなってしまいます。そこで、いつでも質問していいと言うことを伝えていきます。分からないことを言えない子が多く、分からないことが恥ずかしいと感じている子が多いように感じます。

分からないことを言えるってすごい価値なんだと思います。

(次号へ続く)

「楽しく充実」で成長に！個人が輝きチームも輝くが大事***

今日のスタイル

1. 「良いところ探し」の焦点が、場に安心安全でクリエイティブな空間を作る
2. 私達は、何かを教えに来た訳ではありません。
3. 体験を通じ、思い出を共有しましょう。***答えの強制**
4. 質問はいつでもOK。撮影もOK。
5. 今日は互いに承認スタイルで行きましょう
「わかりません」も大歓迎 **承認**
6. シェアTIMEでは、人の発言の後に拍手
7. 発言の最後は「以上です」といえば、拍手 **安心安全**
8. 生理現象は止められない。
唯一のガードレール(ルール)は、寝る時は後ろの方など、他の参加者の迷惑にならない場所で
共にこの場を創りましょう



発行 京築教育事務所人権・同和教育室

はじめに

学校に子どもたちの賑やかな声が戻って1か月が経とうとしています。夏休みの間に様々な経験を積んできた子どもたちは、夏休み後の学校生活の中で大きな成長を見せてくれることも多いのではないのでしょうか。私たち教職員も、夏休みの間に心身のリフレッシュをしたり、研修したりなどを通して様々な経験を積んできたことと思います。

これからは、一歩ずつ実りの秋に近づきます。人権教育においても大きな実りを期待するところです。

さて、本年度の「あいのて」では、今年3月1日に交付・施行された「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」のポイントや個別的な人権課題についてお知らせしていく予定です。

また、昨年度末に各学校に配布された「あおぞら2」についての情報や「コラム」では、6月3日に開催された校長人権教育研修会でお招きした、有限会社せれくとの泥谷佳織 氏の講演内容を紹介します。

福岡県人権教育研修会のお知らせ

第2回福岡県人権教育研修会

日時 11月15日(金)
場所 行橋市立今元小学校
※ 各学校悉皆(1名以上)

第3回福岡県人権教育研修会

日時 11月18日(月)
場所 社会教育総合センター
※ 希望者

～すれちがう思い SNSについて考える～

現在、児童生徒への携帯電話やスマートフォンの普及が進み、それに比例してSNSを利用したトラブルが増加する傾向にあります。そのような中で、誤解から生じた友人とのトラブルの事例を通して、SNSの正しい使い方を学ぶだけでなく、思いを的確に伝えたり、受け取ったりするためには、どのような点に注意すべきか、人権の視点から自分の行為を見つめ直そうとすることができる教材です。

実際の『あおぞら2』をご覧ください。

- ① SNSのメリット、デメリットを整理して、デメリットについて理解しているのに何故トラブルが起こるのか考えさせます。（自分たちの身近なところでトラブルが起きていることを確認します。）
 - ② 教材を見て、どの部分ですれ違いが起きているか班で交流し、確認します。（それぞれの場面の登場人物たちの気持ちも想像させます。）
 - ③ 班で、トラブルの回避の仕方について交流します。
 - ④ 全体で交流する中で、「相手の気持ちを想像して考えること」が大切であることに気付かせます。
- ※「相手のことを想像すること」がSNS上の問題だけでなく、人と豊かにつながるために大切であるということをおさえます。この部分が人権教育で大切にしたいものの見方・考え方の一つです。

～どうして学校にきてはいけないのですか～

ハンセン病問題に関わる「龍田寮児童通学拒否事件」をベースに作成された教材です。ハンセン病に対する予断や偏見によって、学校で学ぶ権利を奪われた事象を通して、決めつけや偏見について考え、そのおかしさに気づかせるだけでなく、日常生活における仲間外れやいじめ等、日常生活に起こり得る言動にも共通する点があることに気付かせ、自分のこれからの言動について考えさせることができます。

実際の『あおぞら2』をご覧ください。

- ① 事前学習等で「ハンセン病を正しく理解しよう」（福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課作成）や「共に生きるということ」（『あおぞら』）からハンセン病について捉えさせます。また、世界人権宣言から誰もが生きる上で様々な権利をもっていることを知らせます。
 - ② 教材のスライドを視聴して「おかしい」と思ったことについて交流します。
○学ぶ権利が奪われていること ○うつるはずがないのに、うつると考えられたこと等
 - ③ このような中でも、子どもたちの入学に賛成した人たちがいたことを押さえ、「なぜ？入学に賛成したのか」を考えることで、「気づき、考え、行動すること」の大切さを認識させます。
- ※偏見や差別についてのおかしさを感じ、「おかしさ」に対して行動していくことの大切さを考えることができます。この部分が人権教育で大切にしたいものの見方・考え方の一つです。